

高浜市選挙管理委員会告示第36号

高浜市住民投票条例（平成14年高浜市条例第33号）第3条第3項の規定によりその例によることとされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、平成28年9月5日から同年9月11日までの7日間、「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票請求者署名簿を関係人の縦覧に供し、同期間中に提出のあった異議申出の決定を行い、署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりとなった。

平成28年9月12日

高浜市選挙管理委員会

委員長 平 松 正 博



有効署名の総数      13,316    人